

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(除斥期間の適用の範囲)</u></p> <p><u>47の3—2 法第47条の3の懲戒の手続の除斥期間は、同条の規定が法第48条第3項及び第48条の20第2項において準用されていることから、法第48条第1項の規定による「懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定」及び法第48条の20第1項の規定による「違法行為等についての処分」の手続についても、適用があることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(懲戒の手続の開始)</u></p> <p><u>47の3—3 法第47条の3の「懲戒の手続を開始すること」とは、税理士に対して、懲戒処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第15条第1項又は第30条に規定する通知を発することをいい、法第47条の3の規定により懲戒の手続を開始することができないこととなつた後は、新たにその通知を発することができないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>第48条《懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等》関係</u></p> <p><u>(懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定の手続の開始)</u></p> <p><u>48—1 法第48条第3項において準用する法第47条の3の規定の適用については、法第48条第1項の規定による「懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定」の事由があつたときから10年を経過したときは、当該決定の手続を開始することができないことに留意する。</u></p> <p>なお、当該決定の「手続を開始すること」とは、税理士であつた者に対して、当該決定に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第15条第1項又は第30条に規定する通知を発することをいい、法第48条第3項において準用する法第47条の3の規定により当該決定の手</p>	(新設) (新設)

改正後	改正前
<p><u>続を開始することができないこととなった後は、新たにその通知を発することができないことに留意する。</u></p> <p><u>(違法行為等についての処分の手続の開始)</u></p> <p><u>48 の 20-1 第 48 条の 20 第 2 項において準用する法第 47 条の 3 の規定の適用については、法第 48 条の 20 第 1 項の規定による「違法行為等についての処分」の事由があったときから 10 年を経過したときは、当該処分の手続を開始することができないことに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該処分の「手続を開始すること」とは、税理士法人に対して、当該処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第 15 条第 1 項又は第 30 条に規定する通知を発することをいい、法第 48 条の 20 第 2 項において準用する法第 47 条の 3 の規定により当該処分の手続を開始することができないこととなった後は、新たにその通知を発することができないことに留意する。</u></p> <p><u>(処分の手続に付された税理士法人)</u></p> <p><u>48 の 20-2 法第 48 条の 20 第 3 項に規定する「処分の手続に付された」場合とは、48 の 20-1 の通知がなされた場合をいう。</u></p> <p><u>(手続の結了)</u></p> <p><u>48 の 20-3 (省略)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(処分の手続に付された税理士法人)</p> <p>48 の 20-1 法第 48 条の 20 第 3 項に規定する「処分の手続に付された」場合とは、<u>税理士法人に対し、違法行為等についての処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第 15 条第 1 項又は第 30 条に規定する通知がなされた場合をいう。</u></p> <p>(手続の結了)</p> <p>48 の 20-2 (同左)</p>